

令和元年6月16日現在

機関番号：14701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K01945

研究課題名(和文)観光の発展に伴う都市空間形成の変化と生活者による空間への関与に関する研究

研究課題名(英文) Changes of urban space and resident involvement into it with development of tourism

研究代表者

堀田 祐三子 (HORITA, Yumiko)

和歌山大学・観光学部・教授

研究者番号：40346250

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：観光が高度化・大衆化するなかで、生活(空間)と観光(空間)の接近が進み、楽しみやレクリエーション活動(その一形態としての観光)が生活空間さらには都市空間の秩序を規定する兆しが生まれている。生活者が観光を通じて他所を知り、生活者が観光する者を受け入れることで他者の目を通して自らの生活空間を知る。このことが生活者の空間への意識や関与を高めており、景観の質の向上や地域コミュニティの関係性の維持や改善にもつながる可能性があることを指摘した。他方生活と観光の接近が新たな対立も生み出しており、観光という観点をも組み込んだ都市空間管理がこれまで以上に必要となってきている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

都市における観光空間およびレジャー・レク活動の空間形成を、住まいを中心とした生活空間との関連においてとらえた点に学術的な意義がある。また、生活者の空間に対する意識や実践的な関与のあり方と観光の発展との関連性についての考察は、今後観光という視点を含む都市空間形成において、関係者の主体的な関与を高めていくうえで有益な示唆を含むものである。

研究成果の概要(英文)：Living (space) and tourism (space) are getting closer while tourism has been more advanced and popularised. It seems that urban space would be built based on the order of pleasure and recreational leisure activities including tourism. We, people, discover other place through tourism. We also discover our place through tourist's gaze and communication with them. It would enhance our consciousness to and involvement into managing our urban living space. It might contribute to improve town-scape and relationship in neighbourhood community. However, it has simultaneously generated new conflicts. It is more significant to exert urban planning and place management embedding tourism point of view.

研究分野：観光、都市政策、住宅政策

キーワード：レジャー レクリエーション 観光 地域生活空間 生活者 労働 住まい 民泊

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

今世紀に入り、観光振興は地域活性化のツールとして期待が高まり、各地で実践が進んでいる。観光の大衆化・多様化に伴って、従来の名所旧跡、景勝地が観光対象となるだけでなく、私たちの日常的な生活空間が観光対象となり、そこで繰り広げられる様々な営みが観光商品化されるようになり、希少価値があるものがなくとも、各地域の工夫次第でどこでも観光客をひきつけることができるようになった。

このことは生活と観光の距離を一気に縮めることとなり、各地で様々なポジティブ・ネガティブ両方の影響を地域社会にもたらしている。そこで、本研究では生活と観光の接近によって、観光と生活それぞれに対する私たちの一生活者・観光者双方としての一意識や行為がどのように変化し、そしてその変化が空間形成をどのように変えるのかという点に着目した。この観点から、まずは、生活の器とも称される住まいの空間、観光が高度化・大衆化する以前のレジャー・レクリエーション空間と、移動手段の発達の下で普及した観光の空間、3つの関係性を整理すること、そのうえで観光の発展が生活者の空間に対する意識や実践に変化をもたらしていることを示すことを意図した。

2. 研究の目的

具体的には以下2つの目的を設定した。

第1に、都市空間における生活の拠点としての住まいと、それに近接/混在するレジャー・レクリエーション空間、観光客(来訪者)を招来する観光空間、この3つの空間の、利用およびつくられ方が、観光の発展にともなって相互に影響を及ぼしつつどのように変化してきたかについて、戦後の都市計画および都市形成の歴史的展開を踏まえつつ明らかにすることである。

第2には、第1の成果を踏まえ、観光の発展が生活者の空間への関わりに及ぼす影響を実証することである。

3. 研究の方法

第1の目的達成のために、住まい、レジャー・レクリエーション空間、観光空間という3つの空間形成に関する文献調査および、既存の統計データや行政文書の分析を行った。

第2の目的に対しては、既存のアンケート調査や行政資料を基に、生活者の意識や行為に関するデータ収集および現地調査を行った。

4. 研究成果

住まい、レジャー・レクリエーション、および観光空間との関係性については、西山外三の著作を中心に、地域生活空間におけるレジャー・レクリエーション活動とその空間の捉え方を整理し、近年の観光空間に関する議論と照合し、その変化を分析・考察した。

西山(1972)はレクリエーションを「労働力再生産活動」「社会の創造的発展をおしすすめる人間の能力を培う生活の一部」ととらえつつ、地域生活空間とのかかわりにおいては、第1に資本主義社会の下でのレジャー/レクリエーションが労働に拘束された身を解放するための享乐的行為となりがちであること、こうした需要に呼応したサービスとその受け皿としての諸施設が都市の中に埋め込まれていくこと、第2に、生活水準の向上がレクリエーション生活のマス化を必然的なものとし、将来的にはレクリエーションが都市・地方・国土の空間形成上重要なファクターとなること、第3に、労働の高度化に伴いレクリエーションの質的变化(高度化)が不可避となり、新たな空間形成(変容) - 具体的には自然・文化資源、第一次産業のレクリエーションとしての再評価等 - が生じることを指摘している。中林浩(2007)は、西山は「楽しみやレクリエーション活動が生活空間の秩序の重要な動機となると確信していた」と分析し

ている。西山のこうした観点は、その後観光開発やリゾート開発等、レクリエーションのマス化が地域空間を破壊する形で進行するなかで、広がりを持ちえなかった。

しかし、労働環境や「働く」ことに対する価値観が変化するなかで、レジャー・レクリエーションやその一形態としての観光を含む余暇活動・時間を重視する傾向が強まっていることや、近年住まいの選択や住空間に「楽しみ」を求める傾向が散見される現代においては、西山が「確信した」レジャー・レクリエーションが生活空間形成の秩序を規定する可能性という観点を改めて検証していく必要がある。

つぎに、旅行観光消費動向調査データから宿泊・日帰り客数の多い都道府県を 10 選出し、その都道府県が公表している観光統計データをもとに観光集客数（日本人観光客・日帰り客）のもっとも多い都市を導出した。多い順に、東京、京都市、横浜市、神戸市、名古屋市、大阪市、札幌市、静岡市、長野市、浦安市であった。これらのうち、古くから観光振興に取り組んできた京都市と、戦後産業構造転換のなかで先駆的に観光振興（集客促進）に取り組んだ横浜市、神戸市、について、文献調査を行い、都市開発と観光空間形成の関係とその特徴の分析を試みた。

この 3 都市のうち、京都市について取り上げる。京都市については、観光客の約 7 割～7.5 割が日帰り客であるが（2000 年以降）、訪日外国人客数の増加とともにホテル建設および民泊施設の増加が起きている。とくに簡易宿所の開業件数が 2010 年ごろから増加する傾向にあり、2019 年 3 月末時点での「旅行業法に基づく許可施設一覧」では 2000 年以降、2017 年 8 月末までに京都市内で簡易宿所の許可をうけた施設は合計 1732 件、地理的分布は下京区 387 件、東山区 378 件、中京区 274 件、上京区 192 件、南区 189 件であった。下京区では町家が 127 件であり、総定員数 5 名以下の施設が区内施設全体の 4 割超と小規模であった。

簡易宿所以外にも多数の「違法民泊」が確認できた。京都市は生活と観光施設が近接しており、民泊が生活空間を侵害している状況が明らかとなった。住宅を利用した宿泊サービスの提供が広がったことにより、住むという行為と宿泊するという行為の境界が曖昧になり、そのことによって空間の認識のされ方や管理、取扱い方に混乱が生じている。

2018 年には住宅宿泊事業法が施行され、住宅の観光利用に対して京都市では全国でも厳格な基準が設けられてはいるが、住まいの観光利用は急速に進んでおり、生活と観光の対立が目立っている。

京都市では 2007 年新景観政策以降積極的に推進してきた屋外広告物規制や眺望景観創生、町並み保全・空き家活用対策の一環として推進している京町家のゲストハウス化、人と公共交通を優先した「歩くまち・京都」総合交通戦略の基幹事業として行った道路空間の改変（歩道拡幅事業）など、一連の政策は市街地の質的向上を目指すものであるが、インバウンドが急増するなか生活空間の観光空間化に拍車をかけている。

地方中小都市での、観光と生活空間との関係性については、広島県廿日市市宮島の事例を取り上げる。宮島では多くの観光客をひきつけている一方、立地や高齢化、人口減少により、職住分離が進み、生活文化の継承が危惧されている。世界遺産という強力な磁石に引き寄せられた観光客と観光関連産業が地域経済を支える核であると同時に、それが障害にもテコにもなりながら磁石周辺の生活文化・空間（生活遺産）を再生・継承する動きと結びついていることが確認できた。

最後に、日本における観光の発展と都市生活空間管理との関係性を相対化すべく、イギリスの観光・集客空間管理のあり方について調査を行った。

中小都市の中心部では、BID が地域住民の日常的な生活機能の充足と地元事業者のビジネス

の持続可能性および新規参入支援を核として活動する一方、プレイスメイキングや集客イベント支援を通して地域住民だけでなく、親戚知人の来訪者（Visit Friends and Relatives：VFR）をも集客のターゲットとして捉えた活動を行っている。BIDによる地元事業重視の活動方針が、中心部の日常的レジャー空間としての特性の保持に何らかの影響を及ぼしていると推察される。

ビーチリゾートとして人気を博した沿岸観光都市では、観光都市にとって観光産業の衰退は都市全体の衰退に直結しているため、逆に観光振興は事業主だけでなくその事業従事者（労働力）としての住民にとっても死活問題となる。そのため、都市中心部ほど観光客の来訪が期待できない中心部周辺の集落地区においても、都市空間を観光都市として維持するための取り組みに対しては地元事業者の理解が得られやすく、またボトムアップのガバナンスと各集落の特性を反映した活動が可能な仕組みの採用によって、都市全体の観光振興とその周辺地区の活性化対策（エリアマネジメント）の連動が可能になっていることが確認できた。

西山外三編（1972）「21世紀の設計1人間と生活」勁草書房

中林浩（2007）地域生活空間計画論と景観計画論、「西山外三の住宅・都市論」住田昌二他、日本経済評論社所収

5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 4 件)

堀田祐三子,「観光立国の虚実」,『建築とまちづくり』,No.485,2019,06-09,査読無

山田良治,「労働・レジャー関係の今日的局面」,『観光学』,査読有,第18号 2018,119-131,査読有

Yumiko Horita, Urban development and tourism in Japanese cities, Tourism planning & Development, 査読有,vol.15, No.1, 2017, 26-39, 査読有

Kumi Kato and Yumiko Horita, Tourism research on Japan-overview on major trends: Japanese and English -language materials, Tourism Planning & Development, 査読有,vol.15, No.1, 2017 3-25, 査読有

〔学会発表〕(計 3 件)

堀田祐三子,観光・集客促進事業体としてのBID—イギリスの事例から,2019年度日本建築学会大会学術講演会(北陸),都市計画,2019,

堀田祐三子,簡易宿所および民泊の衛生管理の状況と事業者の意識に関する研究,2018年度日本建築学会大会学術講演会(東北),建築社会システム,2018,5-6

堀田祐三子,京都市における簡易宿所増加の動向と観光空間形成への影響,観光学術学会第7回大会要旨集,2018,64-65

〔図書〕(計 1 件)

堀田祐三子,「観光とまちづくり」,「アーバンツーリズム」,『ここからはじめる観光学 楽しさから知的好奇心へ』,ナカニシヤ出版,2016,108-114,151-157

6．研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：山田 良治

ローマ字氏名：YAMADA Yoshiharu

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。